

鴨川市ネーミングライツ導入
ガイドライン
【提案募集型の手引き】

令和7年10月

鴨川市役所管財契約課
公共施設マネジメント室

目 次

1	趣旨	1
2	導入の目的・効果	1
3	ネーミングライツについて	1
	（1）ネーミングライツの制度について	1
	（2）愛称の使用	1
	（3）付帯権利	2
4	対象施設等	2
	（1）対象施設等	2
	（2）対象外施設	2
5	導入の手続き	2
	（1）事前相談・現地見学・質問受付	3
	（2）提案受付・公募期間・書類等審査	3
	（3）審査委員会の開催	3
	（4）優先交渉権者選定	4
	（5）優先交渉権者の公表	4
	（6）市民及び施設等利用者等への意見聴取	4
	（7）詳細協議	4
	（8）契約締結	4
	（9）周知・表示の変更	5
	（10）愛称使用開始	5
	（11）その他	5
7	導入の対価	5
	（1）導入の対価	5
	（2）金銭による対価	5
	（3）金銭によらない対価	5
	（4）ネーミングライツ料の設定	5
	（5）ネーミングライツ料の納入時期等	5

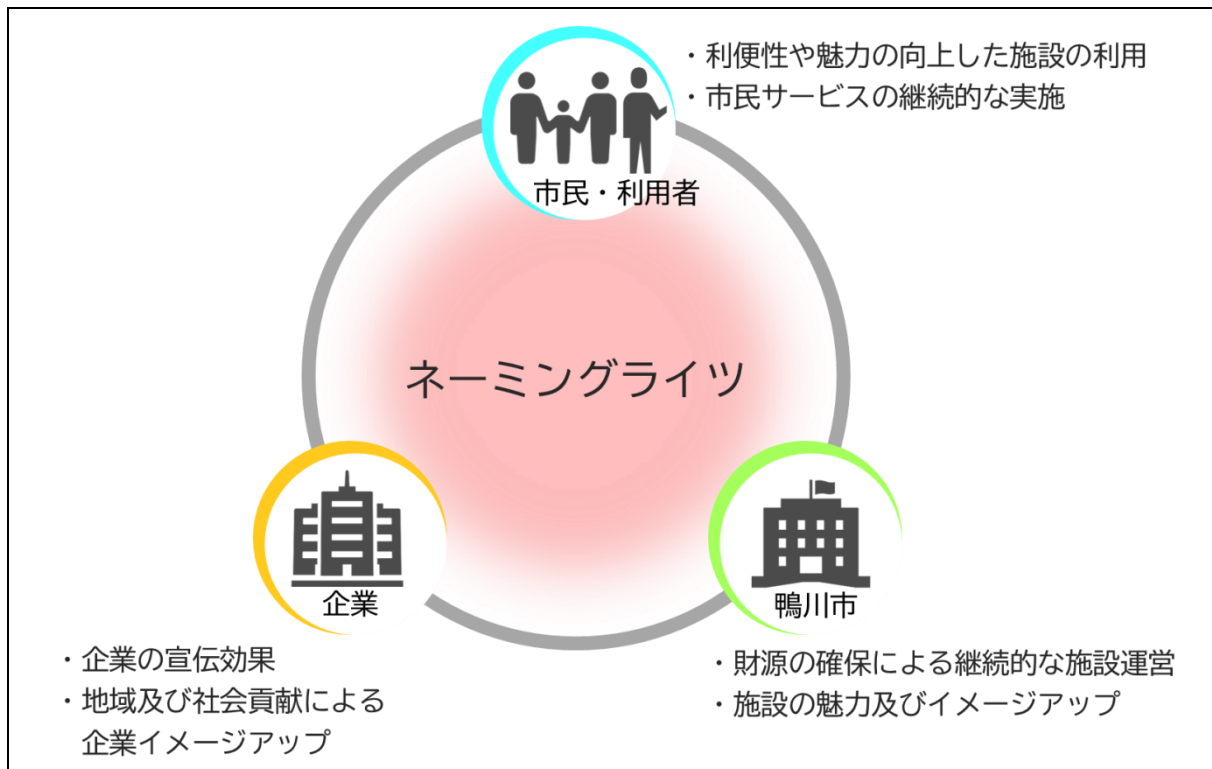
(6) 金銭によらない対価の納入時期等	6
(7) 費用負担の整理	6
8 契約について	6
(1) 契約期間	6
(2) 指定管理者制度導入（予定）施設における契約期間	6
(3) イベント及び講座等における契約期間	6
(4) 契約期間の満了及び契約更新について	6
(5) 契約の解除及びネーミングライツ料の返還	7
9 愛称の設定	7
(1) 愛称の要件	7
(2) 使用を禁止する愛称	7
(3) 愛称の変更	8
(4) 正式名称の併記	8
10 応募者の必要資格	8
(1) 応募要件	8
(2) 制限要件	8
(3) 提案申込の辞退	9
11 提出書類	9
(1) 提出書類	9
(2) 提案内容	9
(3) 提出方法等	10
12 審査方法	10
(1) 書類等審査（施設等所管課による審査）	10
(2) 選定審査（審査委員会による審査）	11
13 制度に関する問い合わせ先	11

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設及び市主催イベント等（以下「施設等」という。）に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、対象施設や募集等について、基本的な取り扱いをまとめたものです。

2 導入の目的・効果

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、施設の維持管理及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。



3 ネーミングライツについて

（１）ネーミングライツの制度について

本市の所有する施設等に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価として、金銭又は役務等の提供を得る制度です。

（２）愛称の使用

ネーミングライツ導入後は、市が作成するホームページ、印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、本市条例等で定める施設等の名称は変更しません。また、ネーミングライツ及び付帯する権利は他者に譲渡・貸与することはできません。

(3) 付帯権利

ネーミングライツパートナーに対し、施設の設置目的及び本来の用途を妨げない範囲で施設内での商品PR、企業等のホームページ等でネーミングライツパートナーであることを宣伝する権利等を付与することができます。ただし、施設内での商品販売及び営業活動場所としての利用はできません。

付与する権利については、双方で協議の上、契約書において定めますが指定管理者導入（予定）施設は、指定管理者と付帯権利関係について協議を行います。

4 対象施設等

(1) 対象施設等

ネーミングライツパートナーを募集する施設等は、次のいずれかのものを想定しますが、施設等の状況や設置目的等を総合的に勘案して導入の可能性を検討します。

その他施設についても積極的に相談を受け付けます。

スポーツ・レクリエーション施設、市民文化施設、社会教育施設、保健・福祉施設
観光トイレ、公園、駐車場、市道、橋梁、市が主催するイベント

(2) 対象外施設

次のいずれかに該当するものは対象施設から除外します。

ア 施設等の名称設定に特段の経緯があるもの

イ 市庁舎、学校、市立病院等の愛称を付すこと又は愛称が数年で変更になることで市民生活に影響が生じるおそれのある施設

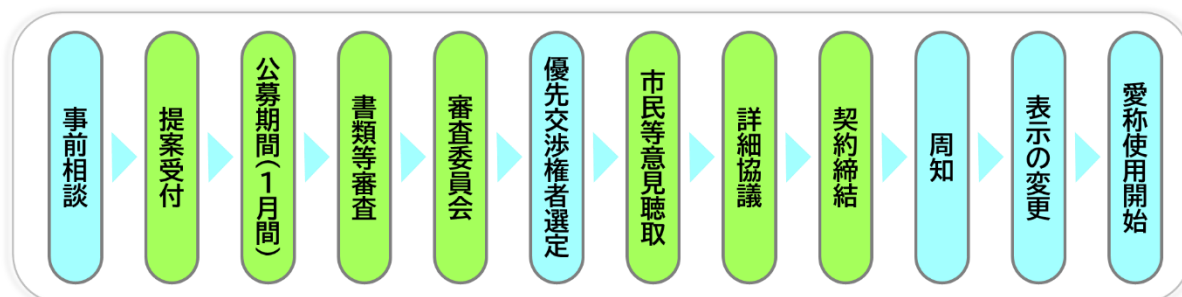
※市庁舎ロビーなど施設の一部への愛称付与であり、影響が生じない場合は対象とします。

ウ 特定募集型において募集している施設

※ただし、特定募集型で公表している複数の施設を一体的に提案することで効率的な運用が見込まれる場合は、提案募集型として受け付けます。

5 導入の手続き

～ ネーミングライツ導入までの流れ ～



(1) 事前相談・現地見学・質問受付

ア 事前相談

企業等は、提案申込前に必ず事前相談を行ってください。相談にあたっては、事前相談申込書を管財契約課に提出してください。提案内容及び意見交換結果に応じて施設等を所管する部署（以下「施設等所管課」という）に引継ぎます。

なお、提案があった施設等について、市があらためてネーミングライツパートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合（メディア露出等が多い施設など）は、その手続きの途中で特定募集型の手続きに転換することがあります。

イ 現地見学

施設等の現地見学を希望される場合は、施設等所管課へ現地見学申込書（様式第1号）を提出してください。

ウ 質問受付

企業等は本制度及び施設等について、質問がある場合、質問書（様式第2号）を次の提出先へ提出してください。

質問事項	提出先
制度全般について	管財契約課
対象施設等について	施設等所管課

(2) 提案受付・公募期間・書類等審査

ア 提案受付

提案の受付期間は、随時とします。また、最初の提案申込の收受日から1月間を公募期間とし、他の企業等から提案を受け付けます。公募期間以後は、提案の受付を行いません。

イ 提出書類及び受付場所

提案に当たっては、本ガイドライン9ページの「11 提出書類」に定める書類を施設等所管課へ提出してください。

ウ 書類等審査

提案受付後、施設等所管課において書類等審査を行います。なお、審査の結果、審査を通過する選定がなされない場合は、改めて導入を検討します。

(3) 審査委員会の開催

書類審査を通過した応募者は、ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーションを行っていただきます。審査委員会では、応募者の提案内容等を審査し、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者に選定します。ただし、最も優れた提案であっても著しく評価が低い場合など、ネーミングライツの導入が適当ではないと認める場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

審査委員会開催にあたり、応募者は審査会参加者（最大3名まで）を施設等所管課へ報告します。

書類名称	内容
審査委員会参加報告書 (様式第6号)	審査委員会委員の人数分＋事務局分2部

(4) 優先交渉権者選定

優先交渉権者に選定された応募者は、参加資格の確認のため、概ね1月以内に次の書類を提出いただきます。参加資格を満たしていないことが確認された場合、失格とし参加を取り消します。

書類名称	内容
印鑑証明書（原本）	誓約書兼照会同意書（様式第4号）に押印したものと同一のものであること
法人の登記事項証明書	履歴事項全部証明書
納税証明書 または証明願	法人税、消費税及び地方消費税、市税等に未納がないことの証明書 ※未納がないことの証明書及び証明願の名称は所在地の自治体により異なる場合があります。詳細は、所在地の自治体にお問い合わせください。

(5) 優先交渉権者の公表

優先交渉権者の選定についてホームページ等で公表します。

公表事項	施設等の名称及び所在地、優先交渉権者の名称及び所在地
------	----------------------------

(6) 市民及び施設等利用者等への意見聴取

施設の性質や利用者の範囲等に応じて、優先交渉権者が提案した愛称について、市民及び施設等利用者等に意見を聴取する機会を設ける場合があります。

(7) 詳細協議

愛称の決定、諸条件、付帯権利、愛称使用開始時期等について詳細協議を行います。

原則、提案された愛称から決定するものとしますが、審査委員会等から付帯意見等があった場合、優先交渉権者と協議のうえ、決定します。

(8) 契約締結

詳細協議の結果、双方が契約内容について合意に至った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。なお、合意に至らなかった場合、協議内容についてネーミングライツ導入手続きの参考とします。

(9) 周知・表示の変更

市は、ホームページ等でネーミングライツパートナーの決定を公表します。また、市とネーミングライツパートナーは協力して、表示の変更前に市民等への周知に努めます。

公表事項	施設等の名称及び所在地、ネーミングライツパートナーの名称及び所在地、決定した愛称、導入の対価、期間
------	---

(10) 愛称使用開始

市は、市が作成するホームページ及び印刷物等がある場合は、愛称への変更を行います。なお、市が作成する施設等のパンフレット等の印刷物がない場合は、必要に応じて事業者で作成してください。ただし、掲載内容は市と協議の上決定します。

(11) その他

(1)～(10)に記載する取組のほか、必要に応じて市と協力してネーミングライツに関する取組を行っていただきます。

7 導入の対価

(1) 導入の対価

本市が得た対価は、原則として当該施設等の維持管理や運営に充てることとします。

(2) 金銭による対価

ネーミングライツ導入の対価として、ネーミングライツパートナーは金銭による対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を市に支払うものとします。

(3) 金銭によらない対価

金銭による対価の代わりに同等の役務の提供や物品の提供等も対象とします。この場合、提案時点で見積書を提出してください。

(4) ネーミングライツ料の設定

他自治体類似事例、利用者数、メディア等の露出状況を勘案して対価を算定します。

(5) ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、年額によるものとし、市長が定める期日までに年度ごとに一括で納入するものとします。契約期間が年度途中から始まる場合又は年度途中で終了する場合は、月割り（1月未満は1月とする。）で按分計算します。

なお、月割り計算により、1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。

(6) 金銭によらない対価の納入時期等

役務提供や物品提供による納入（実行）に当たっては、市とネーミングライツパートナーと協議の上、定めた期日までに納入（実行）することとします。

なお、ネーミングライツパートナーの事情により納入（実行）が困難な場合は、金銭による同等の対価を市へ納入することとします。

(7) 費用負担の整理

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、下表のとおりとします。

種別	市	ネーミングライツ パートナー
導入の対価		○
敷地内外の看板等の表示変更※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市及び指定管理者が作成する ホームページ及び印刷物等の表示変更※2	○	
ネーミングライツパートナーが作成する ホームページ及び印刷物等の表示変更		○

※1 敷地内外の看板等の表示変更は、市及び関係機関（千葉県等）との協議が必要となります。また、すべての看板等の表示変更をしなければならないというものではありません。

※2 印刷物は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定します。

8 契約について

(1) 契約期間

施設における契約期間は、原則3年以上とし、施設の特性及び契約内容等に応じて決定します。なお、年度の途中からネーミングライツを導入する施設等については、提案期間の最終年度末（3月31日）が契約満了日となるよう提案することとします。

(2) 指定管理者制度導入（予定）施設における契約期間

指定管理者制度導入（予定）施設は、指定期間及び指定管理者の意見等を考慮し、契約期間の終期となる期日を市が設定することがあります。

(3) イベント及び講座等における契約期間

契約締結日から一連の事業が終了する日までを基本とし、複数年度にわたる契約の可否については、案件ごとに個別に判断するものとします。

(4) 契約期間の満了及び契約更新について

愛称が頻繁に変更されることで市民等へ混乱を生じさせるおそれがあることから、現ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与します。ネーミングライツパートナーは、契約期間更新の意向がある場合、契約期間満了日の90日前まで（イベントは、契約期間満了の日から30日以内）に施設等所管課に対し、更新協議の実施を

申し出ます。更新の意向がない場合は、契約期間の満了までに原状回復にかかる期間及び市へ返還する期日等を協議の上、決定します。

なお、施設の老朽化又は本市の施策等による施設の廃止等が予定されている場合は、廃止予定時期等を考慮し、契約期間を決定します。

(5) 契約の解除及びネーミングライツ料の返還

ア ネーミングライツパートナーの責めに帰さない場合

災害その他の不可抗力等、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除した場合は、必要な措置を実施後、ネーミングライツ料を返還するものとします。返還すべき金額は、愛称使用開始日（２年度以降は４月１日とする。）から契約解除を行うまでの期間（１月未満は１月とする。）分のネーミングライツ料（１円未満切り捨て）を差し引きます。

イ ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等による場合

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージを著しく損なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間終了をまたず契約を解除することができるものとします。なお、当該事由により契約を解除した場合は、原状回復に必要な費用等はネーミングライツパートナーの負担とします。また、既に納入されたネーミングライツ料は返還しません。

〈 信用失墜行為等事由 〉

- 納期限までにネーミングライツ料を納入しないとき
- ネーミングライツパートナーが法令等に違反したとき
- ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

9 愛称の設定

(1) 愛称の要件

市民が親しみやすく、呼びやすい愛称であること。また、著作権、商標権等の知的財産権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られていることを条件とします。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、市は責任を負わないものとします。

(2) 使用を禁止する愛称

以下のいずれかに該当する場合は、愛称として使用することができません。

- ア 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの
- エ 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現に関するもの
- オ 意見広告及び名刺広告に関するもの
- カ 風俗営業、商品先物取引及び貸金業に類するもの

- キ 第三者の著作権、財産権及びプライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ク 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- ケ 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
- コ その他市長及び審査委員会等が不適当と認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更等の特段の事情がある場合は、協議の上、その可否を決定するものとします。

(4) 正式名称の併記

利用者の利便性を図る観点から、看板や印刷物等に正式名称を併記させる場合があります。

10 応募者の必要資格

(1) 応募要件

募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間企業及びNPO法人等の法人格を有する団体とします。（個人は不可。）

(2) 制限要件

ただし、以下に該当する場合は対象外とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当する者

（ア）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

（イ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（ウ）手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は提出書類の提出時点において前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 参加申込時点において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中である者

ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

エ 鴨川市暴力団排除条例第 2 条の規定に該当する者又はその構成員の統制下にある団体及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員に該当する者

カ 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税、市税等の滞納がある者

キ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、鴨川市又は他の地方公共団体が

- ラ 指定を取り消された者（指定管理者の指定取り消し、その取り消しの日から2年を経過しない者）
- ク 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的に競合する者
- ケ その他ネーミングライツパートナーとして適当と認められない者

（３）提案申込の辞退

提案申込後、契約以前に民間事業者等の事情により申込を辞退しようとする場合は、提案辞退届（様式第7号）を提出するものとします。

11 提出書類

（１）提出書類

応募の際に提出する書類及び部数は以下に示すとおりです。

書類名称	内容	提出部数
鴨川市ネーミングライツ パートナー提案申込書 (様式第3号)	提案申込に関する書類	1部
誓約書兼照会同意書 (様式第4号)	提案に当たっての誓約書等	1部
団体概要書 (様式第5号)	団体の所在地、決算の概要等 ※パンフレット等あれば添付	1部
決算関係資料	直近3年間の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書等)	1部
コンプライアンス規定に 関する書類	定款、社内規則等	1部
社会貢献活動等の実績を 示した書類（任意様式）	A4用紙で作成	1部
知的財産権の使用許諾に 関する書類（任意様式）	知的財産権のある名称を使用す る場合に提出してください。	1部

（２）提案内容

提案申込書は、下記の内容について留意して作成してください。

内容	条件	備考
提案愛称	使用を禁止する愛称に該当しないこと。	複数提案可能
施設名称又はイベント名称	導入希望施設又はイベント名称及び所在地を記載します。	施設全体ではなく、施設内の一部（ロビーや部屋のみ等）も可。

契約金額	施設等の利用状況、訴求効果等の広告媒体としての価値を見定め、希望する契約金額を記載します。	税抜価格で表記します。 なお、消費税等は別途ご負担いただきます。 金銭によらない対価は、別途見積書を提出してください。
契約期間	施設は原則３年以上 イベントは１年以上 ※３月３１日が契約満了日となるよう記載します。	指定管理者制度導入施設は、現指定管理者の期間を考慮し、契約期間を設定するものとします。

(3) 提出方法等

- ア 提出先等 施設等所管課へ郵送又は持参
- イ 受付期間 随時受付（最初の提案受付後、公募期間の締切日を市ＨＰ等に公表）

12 審査方法

施設等所管課の書類等審査を通過した提案について、審査委員会で応募者の提案内容を審査し、優先交渉権者を選定します。なお、応募者が１者のみの場合も、審査を行います。

(1) 書類等審査（施設等所管課による審査）

応募者から提出された提案書類及び愛称案について、各種要件等を満たしているか審査を行います。この時点で、応募多数の場合や愛称の使用禁止事項等に抵触するおそれのある提案を選別し、審査委員会での審査対象としない場合があります。

ア 審査項目

区分	審査方法
応募資格等審査	応募要件及び提案愛称の条件を満たしているか審査します。 要件を満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とし参加を取り消します。
コンプライアンス等審査	社会的信用失墜につながる事件又は事故の履歴及び対応状況等について、審査します。 リスクが高いと判断された場合は、失格とし参加を取り消します。

イ 審査結果の通知

- (ア) 審査結果は、後日文書又はメールにて通知いたします。
 - ・通過した応募者には、審査委員会の日程等を通知いたします。
 - ・通過しなかった応募者には、審査結果の理由を提示の上、通知いたします。
- (イ) 審査結果については、異議申し立てはできません。

ウ その他

対象施設等の規模や提案内容に応じて、学識経験者等の意見を聴取する場合があります。

(2) 選定審査（審査委員会による審査）

書類審査を通過した提案は、審査委員会においてプレゼンテーション審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者に選定します。ただし、最も優れた提案であっても著しく評価が低い場合など、ネーミングライツの導入が適当ではないと認める場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

ア 委員会

役職等	委員
委員長	副市長
委 員	教育長、企画総務部長、総務課長、財政課長、企画政策課長、管財契約課長、施設等所管部長及び課長
事務局	施設等所管課

イ 審査項目及び審査ポイント

審査項目	審査ポイント
愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ 施設の設置目的やイメージとの調和など
社会貢献等	鴨川市への地域貢献等、市と関わりがあるか 応募者の掲げる社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画など
経営安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況 ネーミングライツ料の支払能力など
契約期間	契約期間は、妥当か 原則、施設は3年以上、イベントは1年以上
契約金額	提案価格は妥当か

ウ プレゼンテーションの方法

- (ア) プレゼンテーションは、提案書類をもとに応募者自ら行っていただきます。
- (イ) プレゼンテーションで使用する書類は原則、事前に提出された提案書類のみとします。それ以外の書類を使用したい場合は、事前に施設等所管課と調整を行うものとします。
- (ウ) 審査は非公開で、応募者ごと、案件ごとに個別で行います。
- (エ) 説明時間は15分以内、委員からの質疑応答の時間を15分程度とります。

エ 審査結果の通知

- (ア) 審査の結果は、後日文書で通知いたします。
- (イ) 審査結果については、異議申し立てはできません。

13 制度に関する問い合わせ先

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
鴨川市企画総務部管財契約課公共施設マネジメント室
TEL：04-7093-7830 E-mail：kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp